



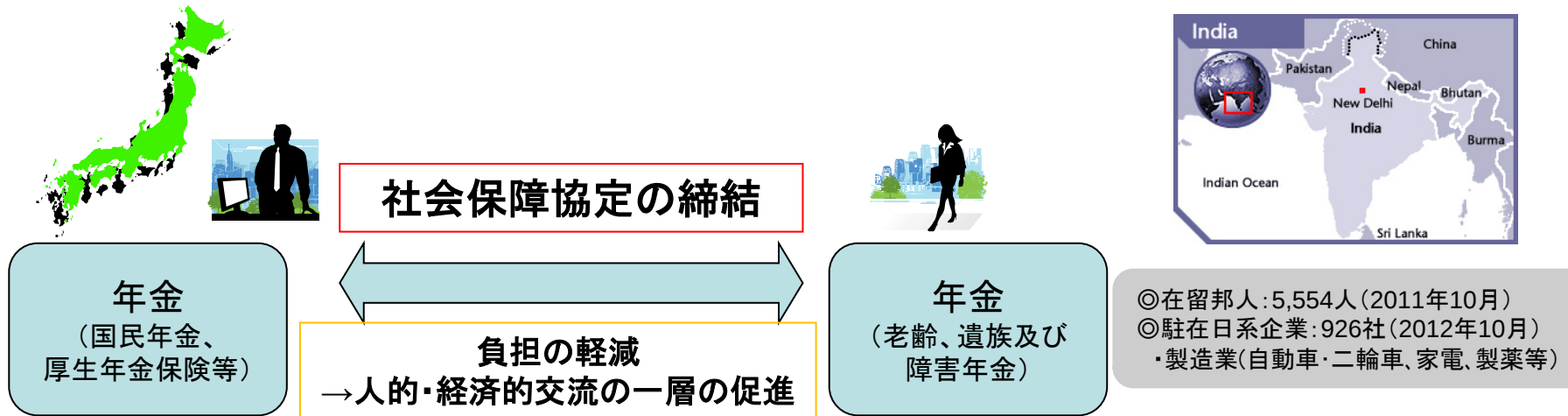
日・インド社会保障協定



背景

現在、インドに派遣される駐在員は、日・インド両国の年金制度への加入義務あり。

➡ ①保険料の二重払い、②保険料掛け捨てが生じている。



協定の主な内容

※締結につき経済界から強い要望あり。

①二重加入(両国への社会保険料の支払い)の問題の解消

5年以内: 日本の年金にのみ強制加入

5年超: 原則としてインドの年金にのみ強制加入

②保険料掛け捨て問題の解消

派遣期間が5年を超えるが、年金受給資格期間(日本: 25年、インド: 10年)を満たさない場合

→両国の通算保険期間が受給資格期間を満たせば、双方から支払保険料に見合う分の年金を支給

※協定締結による日本企業の負担軽減額は推計約23億円/年(厚労省試算)

インド側は議会承認手続不要